

沼田市障害者福祉計画 (後期計画)

<案>

平成 28 年 3 月
沼 田 市

目 次

第1章	計画の概要	1
第1	計画策定の背景.....	1
第2	計画の目的.....	6
第3	計画の位置づけ.....	6
第4	計画の期間.....	7
第2章	本市の障害のある人をめぐる現状	8
第1	身体障害のある人の推移.....	8
第2	知的障害のある人.....	10
第3	精神障害のある人.....	10
第4	障害のある児童・生徒の就学の状況.....	11
第5	福祉医療受給の推移.....	12
第6	障害（基礎）年金受給権者数の推移.....	12
第7	地域活動支援センターなどの利用状況.....	13
第8	前期計画における数値目標評価.....	14
第3章	基本的な考え方	15
第1	基本理念.....	15
第2	基本的な視点.....	16
第3	基本方針.....	17
第4	施策の体系.....	18
第4章	施策の展開	19
第1	お互いの理解と交流の促進.....	19
第2	生活支援サービスの充実.....	22
第3	保健・医療の充実.....	27
第4	福祉教育・育成体制の充実.....	30
第5	雇用・就労機会の充実.....	33
第6	コミュニケーション環境の整備推進.....	36
第7	ユニバーサルデザインのまちづくり推進.....	38
第8	権利擁護の充実.....	41
第9	計画の推進基盤の整備.....	43

第5章 計画の推進体制	45
1 推進体制.....	45
2 利根沼田地域自立支援協議会.....	45
3 計画の進行管理.....	47

第 1 章 計画の概要

第 1 計画策定の背景

障害者計画は、障害者福祉制度や社会経済情勢の変化を踏まえ、すべての市民が、障害の有無にかかわらず、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進していくためのものです。

これまで本市においては、国・県等の動向及び障害のある人の実態やニーズに対応し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策を推進し、障害者福祉の向上と地域のノーマライゼーションの実現を図るため、「ノーマライゼーション理念」の実現」を基本理念とした『沼田市障害者福祉計画（平成 23 年度～32 年度）』を策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

そして、本計画は、関係法令や社会環境等が変化したこと、また、上記計画の中間年度（平成 27 年度）を経過したことに伴い、これまでの本市の取組の進展などを踏まえた中間見直しを実施し、『沼田市障害者福祉計画（後期計画）』として策定したものです。

1 障害者（児）施策の推進の経緯

（1）障害者基本法の公布

我が国の障害者施策は、身体障害のある人及び知的障害のある人の総合施策推進のための基本法制定を求める高まりを受け、昭和 45 年の「心身障害者対策基本法」において、その総合的な推進を図ることが示され、その後、「完全参加と平等」をテーマとする昭和 56 年の「国際障害者年」を契機に、さらに推進が図られることになりました。昭和 58 年には、「国際障害者年」を受けて「国連・障害者の十年」が宣言されたことを踏まえ、我が国における最初の障害者施策に関する長期計画が策定され、平成 5 年には「障害者対策に関する新長期計画」を策定、さらに同年、それまでの「心身障害者対策基本法」を全面改正し、「障害者基本法」を公布しました。

（2）障害者基本法に基づく長期計画の策定

国では、平成 5 年の「障害者対策に関する新長期計画（平成 5 年～14 年）」（平成 5 年の障害者基本法の改正により、障害者基本計画の第 1 次計画とみなされた）に続き、平成 14 年には平成 5 年の障害者基本法の改正に基づく障害者基本計画（第 2 次、平成 15 年～24 年）が策定されました。これにより、国では、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を進めてきました。

（3）支援費制度の施行

平成 11 年の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正に伴い、平成 14 年 4 月から精神保健福祉事務が県から市町村に移管され、市町村が精神障害のある人のための福祉サービスを実施することとなりました。また、平成 15 年には社会福祉

基礎構造改革の一環として、県・市町村が福祉サービスの内容やサービスを行う事業者や施設を決定するといったそれまでの「措置制度」から、障害のある人の自己決定を尊重し、事業者との対等な関係・契約によりサービスを利用する「支援費制度」が始まるという大きな制度改革が行われました。

（４）障害者自立支援法の施行

平成 18 年 4 月に「障害者自立支援法」が施行され、①障害の種別にかかわらずサービスが利用できるよう障害福祉サービスを一元化し、施設・事業を再編、②市町村が一元的にサービスを提供する、③利用者応益負担と国の財政責任の明確化、④就労支援の抜本的強化、⑤支給決定の仕組みの透明化・明確化等が挙げられ、障害者施策の大きな転換が図られました。

（５）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行

我が国の障害者福祉制度は、平成 15 年に「支援費制度」が施行され、平成 18 年には「障害者自立支援法」へ移行し、平成 24 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改正、平成 25 年 4 月に施行（一部 26 年 4 月施行）されました。障害者総合支援法では、①法に基づく総合的かつ計画的な支援の実施のために基本理念を制定、②障害のある人の範囲に難病等を追加し、制度の谷間のない支援を提供、③障害程度区分を障害支援区分に改定、重度訪問介護の対象を拡大、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化、地域移行支援の対象を拡大、地域生活支援事業の追加など、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などの主な改正がされています。

（６）障害者基本計画（第 3 次）の策定

国では、障害者基本計画（第 2 次）の期間の満了を迎えるにあたって、障害者政策委員会において、国際社会の状況やこれまでの国における取組の進展などを踏まえ、平成 24 年 7 月以降審議を行ってきました。この審議の結果を踏まえ、障害者基本計画（第 3 次、平成 25 年度～29 年度）を策定し、平成 23 年の障害者基本法改正の内容を踏まえ、①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調などを盛り込んだ計画としています。

（７）障害者権利条約

平成 18 年 12 月 13 日に、障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が国連総会本会議で採択され、平成 20 年 5 月 3 日に発効されました。我が国では、平成 19 年 9 月 28 日に署名し、「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」などの成立に伴い、国内の法律が条約の求める水準に達したとして、平成 26 年 1 月 20 日に、批准書を寄託しました。障害者権利条約は、障害のある人の人権保障に関する初めての国際条約で

あり、50 か条からなり、法的な拘束力があります。

この条約の主な内容としては、

- 1) 一般原則（障害のある人の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）
- 2) 一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害のある人のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）
- 3) 障害のある人の権利実現のための措置（身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容）
- 4) 条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害のある人の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討）となっています。

【近年の法令面での進展】

- 平成 16 年 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）の制定
- 平成 17 年 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の制定
- 平成 18 年 改正教育基本法（平成 18 年法第 120 号）
バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、平成 18 年法律第 91 号）
- 平成 24 年 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）（平成 17 年法律第 123 号）の制定
障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）（平成 24 年法律第 50 号）の制定
- 平成 25 年 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）（平成 25 年法律第 65 号）の制定
障害者雇用促進法の改正（障害者の雇用の促進等に関する法律）（平成 25 年法律第 46 号）
成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 21 号）の制定

<参考>国の第3次障害者基本計画の特徴

第3次障害者基本計画の特徴

障害者基本計画

障害者基本法に基づき政府が策定する障害者施策に関する基本計画

経緯等

【これまでの計画】

障害者対策に関する長期計画（昭和57年度～平成4年度）
障害者対策に関する新長期計画（平成5年度～平成14年度）
※ 平成5年の障害者基本法成立（心身障害者対策基本法の全面改正）により、同法に基づく基本計画として位置付け
障害者基本計画（平成15年度～平成24年度）

【今回の検討経緯】

平成24年5月以降、障害者基本法改正（平成23年）で新設された障害者政策委員会において調査審議
障害者政策委員会における検討を踏まえ、政府において計画案を作成（計画原案に対しても委員会の意見を聴取）
また、8月23日から9月5日までパブリックコメントを実施

概要（特徴）

① 障害者施策の基本原則等の見直し

障害者基本法改正（平成23年）を踏まえ施策の基本原則を見直し
（①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調）
また、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重を明記

② 計画期間の見直し

制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来10年だった計画期間を5年（平成25年度～平成29年度）に見直し

③ 施策分野の新設

障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定（平成25年）等を踏まえ、以下の3つの分野を新設

7. 安全・安心
防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護等
8. 差別の解消及び権利擁護の推進
障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止等
9. 行政サービス等における配慮
選挙等及び司法手続等における配慮等

④ 既存分野の施策の見直し

基本法改正や新規立法等を踏まえた既存施策の充実・見直し
・障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実（Ⅲ.1.(2)(3)）
・精神障害者の地域移行の推進（Ⅲ.2.(2)）
・新たな就学先決定の仕組みの構築（Ⅲ.3.(1)）
・障害者雇用の促進及び就労支援の充実（Ⅲ.4.(1)(2)）
・優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ（Ⅲ.4.(3)(4)）
・障害者権利条約の早期締結に向けた手続の推進（Ⅲ.10.(1)）等

⑤ 成果目標の設定

計画の実効性を確保するため、合計45の事項について成果目標（※）を設定
※ それぞれの分野における具体的施策を総合的に実施することにより、政府として達成を目指す水準

⑥ 計画の推進体制の強化

障害者基本法に基づく障害者政策委員会による実施状況の評価・監視等を明記。障害者施策に関する情報・データの充実を推進

＜参考＞障害者基本法の一部を改正する法律【概要】（平成 23 年 7 月成立、平成 23 年 8 月 5 日公布）

総則関係（公布日施行）	
1) 目的規定の見直し（第1条関係） - 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。等 2) 障害者の定義の見直し（第2条関係） - 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。等 3) 地域社会における共生等（第3条関係） 1）に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。 - 全ての障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。 - 全ての障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。 - 全ての障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。等 4) 差別の禁止（第4条関係） - 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。 - 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。 - 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。等 5) 国際的協調（第5条関係） 1）に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。等 6) 国民の理解（第7条関係）/国民の責務（第8条関係） - 国及び地方公共団体は、3）から5）までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。 - 国民は、基本原則にのっとり、1）に規定する社会の実現に寄与するよう努める。等 7) 施策の基本方針（第10条関係） - 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。 - 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。等	

基本的施策関係（公布日施行）	
1) 医療、介護等（第14条関係） - 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策 - 身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重 等 2) 教育（第16条関係） - 年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策 - 障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重 - 調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進 等 3) 療育【新設】（第17条関係） - 身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。 - 研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進 等 4) 職業相談等（第18条関係） - 多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策 等 5) 雇用の促進等（第19条関係） 国、地方公共団体、事業者における雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策 - 事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理 等 6) 住宅の確保（第20条関係） - 地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策 等 7) 公共的施設のバリアフリー化（第21条関係） - 交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。）その他の公共的施設について、円滑に利用できるよう施設の構造及び設備の整備等の計画的推進 等	8) 情報の利用におけるバリアフリー化等（第22条関係） - 円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策 - 災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ確に伝えられるよう必要な施策 等 9) 相談等（第23条関係） - 意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等 - 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援 等 10) 文化的諸条件の整備等（第25条関係） - 円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策 等 11) 防災及び防犯【新設】（第26条関係） - 地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策 等 12) 消費者としての障害者の保護【新設】（第27条関係） - 障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策 等 13) 選挙等における配慮【新設】（第28条関係） - 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策 等 14) 司法手続における配慮等【新設】（第29条関係） - 刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策 等 15) 国際協力【新設】（第30条関係） - 外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策 等

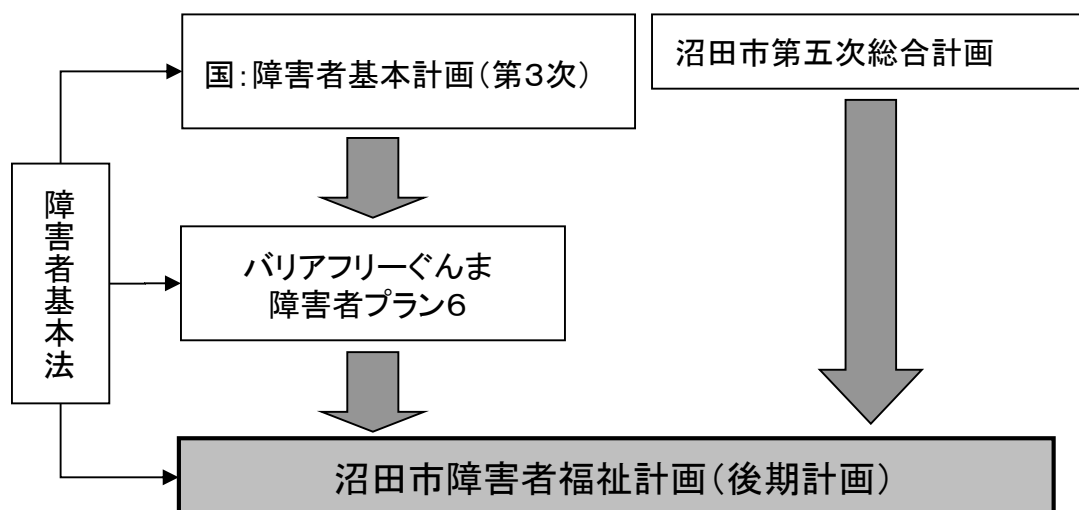
障害者政策委員会等（公布から1年以内に政令で定める日から施行）	附則
国）障害者政策委員会（第32～35条関係） - 中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置（障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命） - 障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具中、同計画の実施状況の監視・勧告 等 地方）審議会その他の合議制の機関（第36条関係） - 地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加 等	検討（附則第2条関係） - 施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置 - 障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置 等

本市では、平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とする「沼田市障害者福祉計画」を策定し、障害者施策の充実を図ってきました。その間、障害者福祉制度の変革などにより、障害のある人をめぐる動向は大きく変化してきています。本計画は、平成 27 年度に計画の中間年度を迎えるにあたり、障害のある人の新たなニーズに対応するために、策定するものです。

第3 計画の位置づけ

策定に当たっては、「沼田市第五次総合計画」を基本とし、国や県の「障害者基本計画」との整合を図りました。

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

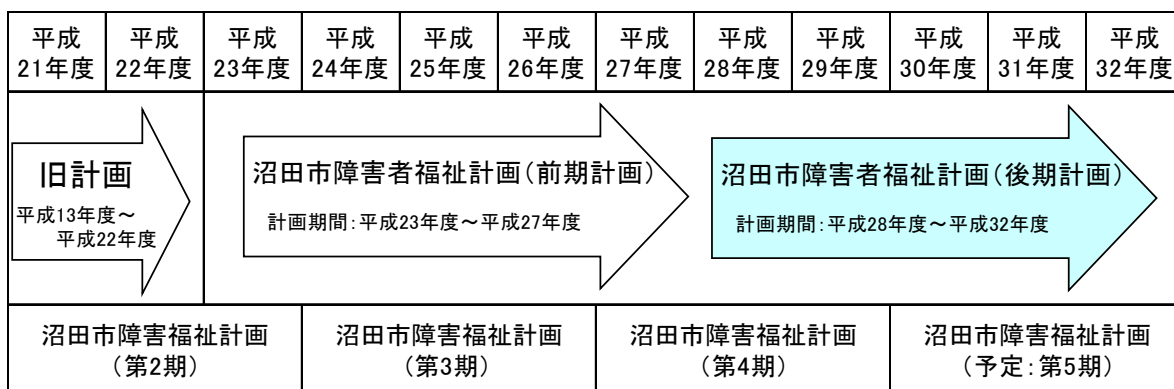


第4 計画の期間

本計画は、平成23年度に策定された「沼田市障害者福祉計画」の後期計画となるものであり、計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年計画とします。

計画最終年度である平成32年度には、数値目標の最終評価や施策を総合的に見直し、新たな「沼田市障害者福祉計画」を策定するものとします。

なお、障害のある人を取り巻く社会情勢の変化や関連する法律・制度などの改正に対応し、切れ目のない総合的・計画的な障害者福祉を充実させていくため、必要に応じて見直しを行います。



第2章 本市の障害のある人をめぐる現状

第1 身体障害のある人の推移

（1）身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳の所持者は以下の通りとなっており、級別では1級、部位別では肢体不自由の方が最も多くなっています。

【障害等級別身体障害のある人の推移】

単位：人

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
平成 22 年度	730	366	296	500	131	123	2,146
平成 23 年度	724	363	303	524	132	127	2,173
平成 24 年度	730	366	296	520	129	129	2,170
平成 25 年度	743	363	311	551	122	138	2,228
平成 26 年度	764	362	317	566	121	146	2,276

【部位別身体障害のある人の推移】

単位：人

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
平成 22 年度	146	261	18	1,061	660	2,146
平成 23 年度	147	267	19	1,060	680	2,173
平成 24 年度	133	285	21	1,057	674	2,170
平成 25 年度	131	315	22	1,073	687	2,228
平成 26 年度	135	332	22	1,079	708	2,276

(2) 身体障害者補装具給付状況

身体障害者補装具の給付は増加傾向にあり、平成 22 年度と比較すると平成 26 年度は 33 件の増加となっています。特に補聴器や車いすは大きく増加しています。

【身体障害者補装具給付状況】

単位：件

	盲人 安全杖	座位保 持装置	義眼	点字器	補聴器	義手	義足	装具	車いす	歩行 補助杖	その他	計
平成 22 年度	4				38		3	8	8	7	4	72
平成 23 年度	2				55		3	4	25	2	4	95
平成 24 年度	4	1			37	1	3	16	11	1	2	76
平成 25 年度	1	1	2		62		6	10	22	1	4	109
平成 26 年度	6		1		53		2	14	19	1	9	105

(3) 身体障害者日常生活用具給付状況

身体障害者日常生活用具の支給も補装具と同様に増加傾向にあり、平成 22 年度に比べ平成 26 年度は 180 件の増加となっています。特に排泄管理支援用具が大きく増加しています。

【身体障害者日常生活用具給付状況】

単位：件

	介護・訓練 支援用具	自立生活 支援用具	在宅療養等 支援用具	情報・意思疎 通支援用具	排泄管理 支援用具	住宅改修	計
平成 22 年度		2	7	7	906		922
平成 23 年度	1	6	4	11	961	3	986
平成 24 年度		5	4	13	1,048	3	1,073
平成 25 年度		3	2	13	1,094		1,112
平成 26 年度	5	6	1	9	1,080	1	1,102

第2 知的障害のある人

療育手帳所持者は、平成22年度から平成26年度にかけ43名の増加となっています。

【療育手帳交付状況】

単位：人

	18 歳以上						18 歳未満						合計
	男 性			女 性			男 性			女 性			
	重度	中度	軽度	重度	中度	軽度	重度	中度	軽度	重度	中度	軽度	
平成 22 年度	64	57	31	51	62	20	10	16	15	7	8	11	352
平成 23 年度	68	60	37	54	63	23	9	15	10	9	5	9	362
平成 24 年度	68	60	38	56	61	22	9	16	12	8	8	10	368
平成 25 年度	70	61	39	56	65	23	8	13	18	9	7	14	383
平成 26 年度	73	64	43	57	66	24	8	11	20	8	7	14	395

第3 精神障害のある人

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成22年度から平成26年度にかけ86名の増加となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】

単位：人

	1級	2級	3級	合計
平成22年度	95	60	8	163
平成23年度	95	65	8	168
平成24年度	111	68	14	193
平成25年度	144	90	17	251
平成26年度	138	93	18	249

(2) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

精神障害のある人のうち通院医療費の公費負担を受けている人は、平成22年度から平成26年度にかけ118名の増加となっています。

【自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】（人）

	受給者数
平成22年度	385
平成23年度	401
平成24年度	423
平成25年度	452
平成26年度	503

第4 障害のある児童・生徒の就学の状況

公立小・中学校特別支援学級数及び児童・生徒数は、平成26年度で28学級、66人となっています。

また、群馬県立沼田特別支援学校の児童生徒数は、平成26年度で39人となっています。

【公立小・中学校特別支援学級数及び児童・生徒数の推移】

単位：人、学級

年度 学校種別	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒
小学校	15	26	14	30	14	29	16	39	17	41
中学校	9	20	9	17	9	22	10	22	11	25
計	24	46	23	47	23	51	26	61	28	66

【群馬県立沼田特別支援学校児童・生徒数の推移】

単位：人

年 度 児童・生徒	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	児童生徒数	児童生徒数	児童生徒数	児童生徒数	児童生徒数
小学生	13	18	20	22	27
中学生	13	10	9	10	11
計	26	28	29	32	39

第5 福祉医療受給の推移

福祉医療の受給状況は、対象人員に大きな増減はないものの、件数は増加傾向となっており、平成22年度に比べ、平成26年度では2,660件の増加となっています。

【福祉医療受給の推移】

単位：人、件

	重度心身障害者（児） 医療費助成事業		高齢重度障害者医療費 助成事業		合計	
	対象人員	件数	対象人員	件数	対象人員	件数
平成22年度	789	14,245	669	13,685	1458	27,930
平成23年度	801	14,835	671	14,008	1472	28,843
平成24年度	805	15,718	673	15,054	1478	30,772
平成25年度	792	15,347	705	15,416	1497	30,763
平成26年度	780	15,063	701	15,527	1481	30,590

第6 障害（基礎）年金受給権者数の推移

平成26年度の障害年金などの受給権者数は、国民年金706人、厚生年金233人となっており、受給年金額とともに年々増加の傾向にあります。

【障害（基礎）年金受給権者数の推移】

単位：人、千円

	国民年金		厚生年金		合計	
	受給権者数	受給年金額	受給権者数	受給年金額	受給権者数	受給年金額
平成24年度	705	646,474	222	263,730	927	910,204
平成25年度	709	645,477	221	256,474	930	901,951
平成26年度	706	636,944	233	266,192	939	903,136

第7 地域活動支援センターなどの利用状況

市内には、作業所が4か所、在宅重度心身障害者デイサービスセンターが1か所、心身障害児通所施設が1か所、就労継続支援B型事業所1か所、合計で101人の定員となっています。

平成26年度における福祉作業所（地域活動支援センター）などの利用状況は以下のとおりとなっています。

【地域活動支援センターの利用状況】

単位：人

施設名		通所定員	延通所者数	開所日数	指導員数
福祉作業所	沼田市第一福祉作業所	20	4,277	244	4
	沼田市第二福祉作業所	15	3,265	244	4
	沼田市白沢福祉作業所	10	2,091	244	4
	沼田市あおぞら作業所	20	3,227	237	4

【障害者支援施設の利用状況】

単位：人

施設名	通所定員	延通所者数	開所日数	指導員数
沼田市在宅重度心身障害者デイサービスセンター（さくらんぼ）	6	1,168	244	4
沼田市心身障害児通所施設（アップル）	10	1,302	244	5
就労継続支援B型事業所 工房あおぞら（平成27年5月1日開所）	20	2,192	179	5

（工房あおぞらについては5月～1月までの利用状況）

第8 前期計画における数値目標評価

前期計画期間における数値目標達成状況は以下の通りです。目標値は平成32年度までのものとなっており、現段階では達成できていませんが、今後、達成に向けて各種事業の充実を図ります。

なお、本計画においての目標値は、現状を見据え、再設定するものとします。

事業名	計画策定時 (平成23年度)	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
在宅重度心身障害者デイサービスセンター	1か所定員6人	1か所定員6人	2か所定員12人
地域活動支援センター	4か所定員65人	4か所定員65人	5か所定員75人
障害者グループホーム・ケアホーム	1か所定員4人	1か所定員4人	5か所
短期入所施設	なし	なし	1か所
サービスステーション	なし	なし	1か所
障害福祉サービス事業所(日中活動)	なし	なし	1か所
障害者支援施設(居住支援)	なし	なし	1か所
障害児療育の拠点施設	なし	なし	1か所
職親登録者	2人	1人	10人
手話通訳者の市役所窓口への配置	未実施	未実施	1人
手話通訳者設置による手話通訳者派遣事業	未実施	未実施	実施

第3章 基本的な考え方

第1 基本理念

病気や障害によって失った機能の回復を図るための専門的援助を行うことによって、障害のある人が持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく社会的に自立していくことが重要です。そのためには、障害のある人が社会で普通に生活できる条件を整備し、障害の有無にかかわらずともに生活・活動できる社会を実現することが必要です。

そこで、今後の本市における障害福祉行政のあり方及び障害のある人がさらに暮らしやすいまちづくりを推進していくため、基本理念及び基本的な視点は前期計画を継承し、以下のとおりと定めます。

～基本理念～

「ノーマライゼーション理念」の実現

第2 基本的な視点

基本理念である「ノーマライゼーション理念」の実現を目指すため、本計画は以下の視点に基づき取り組みを推進します。

基本的な視点

○障害のある人の尊重と自立支援

障害のある人、一人ひとりの持つ可能性が尊重され、主体性・自立性を確保し、自らが積極的に社会に参加していける施策展開を図ります。

○全員参加のまちづくり

障害のある人に住みやすいまちをつくることは、すべての人に住みやすいまちをつくっていくことにほかなりません。このため、すべての人の参加によるまちづくりを進めます。

○障壁のない社会づくりの推進

障害のある人を取り巻く社会環境から物理的・制度的障壁、文化・情報面の障壁、意識上などの障壁を取り除き、障害のある人が各種の社会活動を自由にできる社会づくりを進めます。

○施策の総合的かつ体系的な推進

障害者施策は福祉や保健・医療、教育、雇用、生活環境など幅広い分野にわたるため、関連施策の総合的かつ体系的な推進に努めます。

第3 基本方針

本計画は、本市における障害のある人の状況などを踏まえ、地域でともに暮らすために必要な方策として、障害のある人に対する啓発・広報活動、障害福祉サービス、保健・医療・福祉体制、教育、就労機会、情報利用、公共施設、福祉推進の拠点などの充実・推進を計画に盛り込みます。

このことを踏まえ、本計画の施策体系として、前期計画に「権利擁護の充実」を追加した9つを基本方針とします。

1 お互いの理解と交流の促進

（障害のある人に対する市民理解と交流に関する分野）

2 生活支援サービスの充実

（障害者総合支援法に係る障害福祉サービスとスポーツ、文化に関する分野）

3 保健・医療の充実

（障害のある人に対する保健福祉や医療に関する分野）

4 福祉教育・育成体制の充実

（障害のある子どもの育ちや学びに関する分野）

5 雇用・就労機会の充実

（障害のある人の就労に関する分野）

6 コミュニケーション環境の整備推進

（障害のある人への情報提供などに関する分野）

7 ユニバーサルデザインのまちづくり推進

（福祉のまちづくりや交通に関する分野）

8 権利擁護の充実

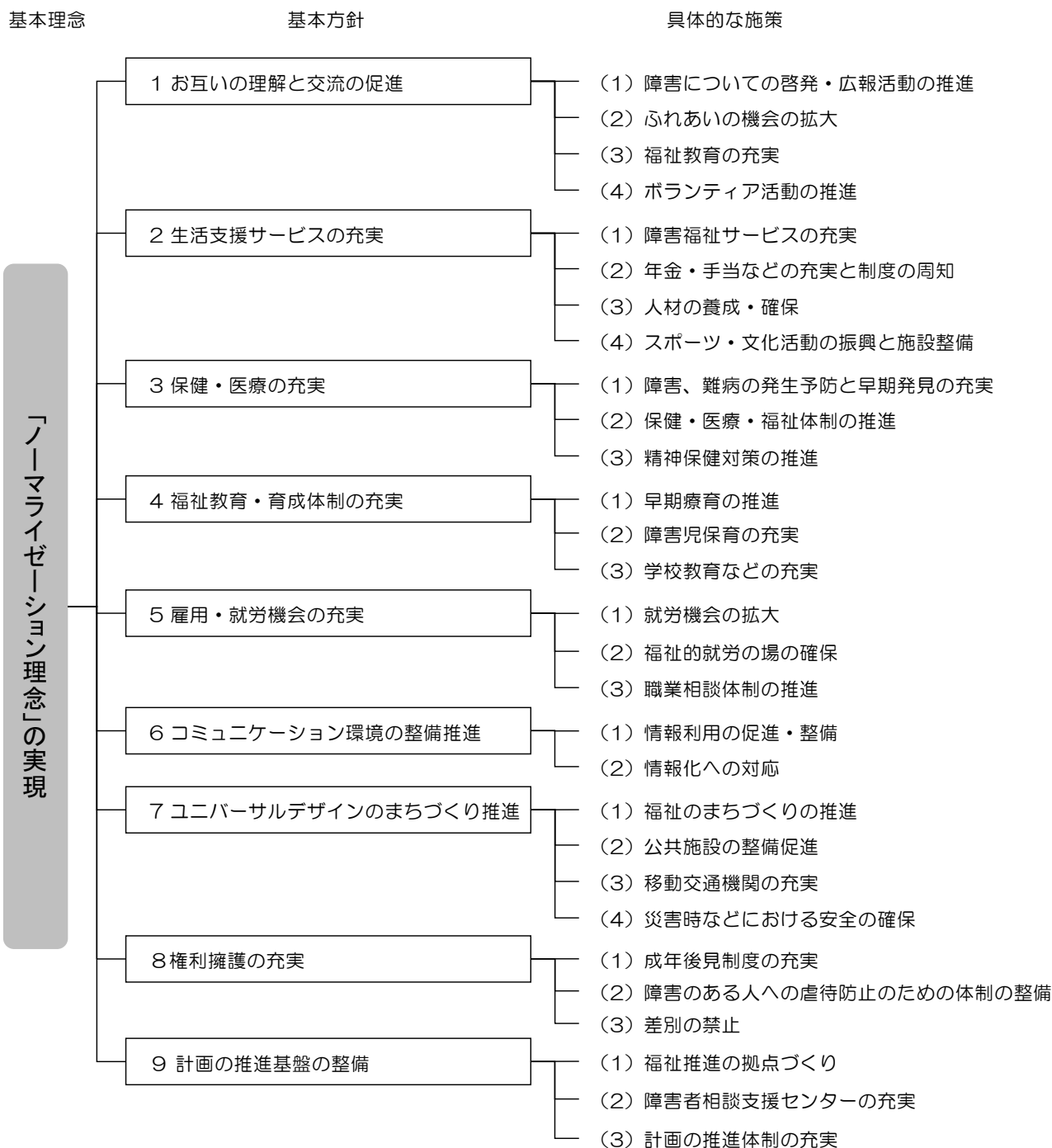
（障害のある人への権利擁護に関する分野）

9 計画の推進基盤の整備

（行政の取り組み、関係機関との連携に関する分野）

第4 施策の体系

基本方針に基づく具体的な施策は、以下のとおりとなります。



第4章 施策の展開

1 お互いの理解と交流の促進

「ノーマライゼーション理念」の実現のためには、障害のない人と障害のある人の相互理解が必要です。障害のある人の置かれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった人の「こころ」の中にある障壁を取り払うことが重要です。

そこで、障害や障害のある人への正しい理解と知識を普及し、多くの市民がさらに理解を深めるよう、あらゆる媒体や機会を通じて障害に対する啓発・広報活動を行い、身近な場所での交流機会や交流の場を拡充し、相互理解を図っていく必要があります。

【現状と課題】

【現状】

障害のある人に対する「心の壁」を除去するための啓発・広報活動は、障害者施策の重要な柱であり、障害のある人や特別支援教育への理解、障害のある人の雇用の促進を図るため、広報等の媒体や各種行事を活用した積極的な広報活動を行い、「障害者の日」の周知を図るとともに、「障害者週間」などを活用して、啓発活動を推進します。

また、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するために、小・中学校において、特別支援学校との交流を実施しており、児童・生徒数が増加しています。

また、人権教育の一環として、高齢者や障害のある人に対する理解と認識を促進するため、高齢者との交流の機会を充実したり、障害のある人に対する理解、社会的支援や介助、福祉問題等の課題に対する理解を深めさせたりする教育を推進しています。

【課題】

（１）障害についての啓発・広報活動の推進

- ・「障害者基本法」で規定されている「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」という基本的理念に基づき、市民に対して、障害や障害のある人への正しい理解を普及するための啓発・広報活動が一層必要です。
- ・平成17年4月に施行された発達障害者支援法は、国民の責務として、発達障害のある人の福祉に対する理解などを規定するとともに、「国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。」と定めています。

・交通事故などによって脳に損傷を受けた人たちには、記憶、認知、言語、判断に高次脳機能障害が現れるケースがあります。この高次脳機能障害について、正しい知識の普及を一層図っていく必要があります。

（２）ふれあいの機会の拡大

・障害のある人が地域社会で自立して生活するためには、多くの市民との交流の機会の充実に図っていく必要があります。

（３）福祉教育の充実

・保育園や幼稚園、小中学校などの保育士や教員は、特別な教育的支援が必要な幼児・児童・生徒に対する正しい理解と指導に関する知識を深めることが重要です。
・障害者基本法第 16 条に基づき、今後、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒がともに学ぶ機会を一層設ける必要があります。

（４）ボランティア活動の推進

・障害のある人が住み慣れた地域で生活する上で、ボランティアやNPO活動が大きな役割を担ってきています。また、ボランティア活動に参加したいという気持ちがあっても、きっかけがなく参加に結びつかない人もいます。そのような人々を参加に結びつける機会の提供が求められています。

【市が取り組む施策】

具体的な施策	施策内容
(1) 障害についての啓発・広報活動の推進	○広報ぬまたをはじめ地域に密着したメディアや新聞、イベントなどで障害についての啓発・広報活動を進めるとともに、社会福祉協議会やNPO法人、ボランティアの協力を得ながら情報提供に努めます。 ○障害者の日(12月9日)や知的障害者福祉月間・障害者雇用促進月間(9月)、精神保健福祉普及月間(10月)などの啓発広報活動の充実に図り、障害のある人に対する理解の促進に努めます。

具体的な施策	施策内容
(2) ふれあいの機会の拡大	○障害のある人と障害のない人が、相互理解のもとで、多くのふれあいが自然に生まれるよう、交流機会の充実に努めます。 ○行政や障害者団体が開催するイベントに加え、民間を含めた既存の施設やイベントを有効に活用することによって円滑な交流を推進します。
(3) 福祉教育の充実	○障害のある人への理解を促進するため、早い時期から学校において福祉教育を推進します。 ○福祉教育の一環として、学校教育の場で地域の社会活動が行えるように、福祉協力校の充実に図ります。 ○広く市民に「福祉のこころ」を育てるため、生涯学習の中に福祉教育を導入し、市民の意識の向上を図り地域社会の連携を促進します。
(4) ボランティア活動の推進	○市民活動支援センター、ボランティアセンター、ボランティア連絡協議会を中心に、誰もがボランティア活動に関する的確な情報を得ることができるよう、福祉情報の提供体制の充実に努めます。 ○手話・点訳・朗読などの専門的なボランティアを養成します。また、他の分野のボランティアに対しても積極的に情報を提供し、ボランティア団体などの相互交流を図り福祉ボランティア層の拡大に努めます。

2 生活支援サービスの充実

障害福祉サービスの利用を促進するためには、居宅介護や日中活動支援、就労支援などの各種障害福祉サービスの拡充及び質の向上を図っていくとともに、一人ひとりが必要なサービスを適切に利用できるよう、ケアマネジメントを継続的に行っていく必要があります。

また、障害のある人が生涯を通じて、心豊かな充実した生活を実現するために、必要な知識、技術の習得を支援するとともに、健康の維持・向上にむけて、芸術・文化・スポーツ活動などへ参加できるような環境づくりを整備する必要があります。

【現状と課題】

【現状】

障害のある人が住み慣れた地域で安定して自立した生活を送るためには、障害のある人のニーズや障害の特性に応じた生活支援サービスが提供されることが重要ですが、本市の障害福祉サービスの利用率は高くはありません。

「第4期沼田市障害福祉計画」によると、居住系サービスや指定相談支援等事業については、概ね推計と同等あるいは推計値以上の利用となっていますが、訪問系サービス、日中活動系サービスについては、推計値を大きく下回っている事業もあります。

また、市では、障害基礎年金や在宅重度障害者介護手当、特別障害者手当などについて、適切に申請がなされるよう制度の周知に努めています。

さらに、障害のある人が、生活の中での「ゆとり」や「生きがい」を持つことのできるよう、スポーツ・文化活動への参加及びあらゆる社会活動への参加を積極的に促進しています。

【課題】

（1）障害福祉サービスの充実

- ・障害のある人が社会の一員として地域の中で安心して豊かな生活ができる社会を実現するためには、ニーズに応じて利用できる多様できめ細かな在宅福祉サービスの充実が必要です。
- ・障害のある人本人の意向を尊重し、施設入所者が地域へ移行できるよう支援していく必要があります。
- ・難病患者の安定した療養生活の確保や、生活の質(QOL: quality of life)の向上のための施策が必要です。
- ・高次脳機能障害について、公的制度の狭間に取り残されることがないように、きめ細かな

福祉サービスを検討していく必要があります。

- ・発達障害のある人が、乳幼児期からの成長の度合いに応じたその時々の発達に対する支援を受けられる体制の整備を推進する必要があります。
- ・障害のある児童のサービスを充実していくことが必要です。

（２）年金・手当などの充実と制度の周知

- ・障害のある人の自立と社会参加を支援するため、総合的な相談・支援体制を充実させる必要があります。また、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供するため、ケアマネジメントの手法を取り入れた相談体制を確立する必要があります。
- ・福祉制度の周知や相談業務による各種サービスの利用促進、行政などの窓口への申請の援助、社会福祉資源の活用の促進など、民生委員・児童委員には様々な役割が期待されています。
- ・障害のある人が、地域で安心して居住できる住宅を確保するため、民間の貸し主も安心して貸すことのできるシステムを構築する必要があります。
- ・十分な自己決定や意思表示が困難な障害のある人は、人権や財産に対する侵害を受ける場合があります。そこで権利擁護体制の確立や相談体制の充実が求められています。必要なときに権利擁護事業を活用できるよう、制度をさらに充実させていく必要があります。
- ・障害のある人が自ら選んだ事業者と契約し、サービスを利用する現在、利用者を保護するため、日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援事業、苦情解決体制を充実させる必要があります。

（３）人材の養成・確保

- ・多様化する福祉ニーズに対応するため、福祉マンパワーの育成と確保を図る必要があります。

（４）スポーツ・文化活動の振興と施設整備

- ・障害のある人がスポーツやレクリエーション、文化活動などに積極的に参加して、生きがいのある生活を送れるよう、各種活動への参加の機会の拡大と支援のための環境の整備が求められています。

【市が取り組む施策】

具体的な施策	施策内容
(1) 障害福祉サービスの充実	○障害の種別や年齢を問わず本人や家族に対する一次的窓口機能、保健・福祉・医療その他広範にわたるサービスのコーディネート、専門的な機関への紹介などの機能を備えた総合相談体制づくりに努めます。 ○特別支援学校などの放課後に日中一時支援として、学齢期にある心身に障害のある児童に対し集団活動や社会適応訓練を行い自立の促進を図ります。 ○未就学の発達障害児等の成長を助長する通所施設の整備に努めます。 平成 32 年度までの目標として障害児通所施設 2 か所定員 20 人(現在 1 か所定員 10 人) ○在宅重度心身障害者デイサービス事業のサービス内容の充実を図るとともに施設の整備に努めます。 平成 32 年度までの目標として在宅重度心身障害者デイサービスセンター1 か所定員 6 人（現在 1 か所定員 6 人） ○重度の障害のある人などが日常生活を健やかに送れるように、また、介護者の負担の軽減を図り地域社会で主体的な生活が送れるようホームヘルプサービス事業の充実・強化を促進します。 ○社会福祉法人などと連携して、家庭での介護が一時的に困難になった場合に対応する短期入所施設やサービスステーションの整備に努めます。 平成 32 年度までの目標として短期入所施設 1 か所（現在なし） 平成 32 年度までの目標としてサービスステーション 1 か所（現在なし） ○障害のある人の日常生活の利便性を図るために、障害の程度・種別に合わせた補装具や日常生活用具などの給付・貸与事業を実施します。 ○障害のある人に配慮した住宅の普及を促進するため、住宅改造費補助などを充実させます。 ○家庭での入浴が困難な在宅の重度障害のある人に対して行っている入浴支援事業の充実に努めます。 ○ぐんま地域福祉権利擁護センターなどと連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知に努めます。

具体的な施策	施策内容
(1) 障害福祉サービスの充実（つづき）	○利根沼田地域内の施設の相互利用、サービスの活用などの体制づくりを強化します。 ○利用しやすい施設の整備を進めるため、社会福祉法人などと連携協力して、施設サービスの充実に努めます。 平成 32 年度までの目標として就労移行・就労継続支援事業所 2 か所定員 40 人（現在 1 か所定員 20 人） 平成 32 年度までの目標として障害福祉サービス事業所（生活介護事業所）1 か所定員 6 人（現在なし） ○現在ある地域活動支援センターの利用状況等から、計画的な整備を図ります。 平成 32 年度までの目標として地域活動支援センター4 か所定員 75 人（現在 4 か所定員 65 人） ○障害のある人が地域で自立した生活を行えるように、社会福祉法人などと連携協力を図り、グループホームの設置に努めます。 平成 32 年度までの目標として障害者グループホーム 5 か所（現在 1 か所定員 4 人）
(2) 年金・手当などの充実と制度の周知	○公的年金制度の周知については、広報ぬまたや地元メディアを活用して広報啓発を進めるとともに、年金出前講座などを開催します。 ○関係機関と連携を図り、相談体制の充実に努めます。 ○公的年金制度や各種手当制度の拡充は、障害のある人の生活の質を高めていく上で欠かせないものであるため、制度の拡充・改善を国・県へ働きかけていきます。 ○各種助成や税の減免、交通運賃の割引制度などの周知を図り、効果的な活用を促進するとともに、さらなる制度の拡充を関係機関に要請していきます。
(3) 人材の養成・確保	○障害のある人の自立と社会参加の促進に必要とされるホームヘルパーやガイドヘルパーなどの養成・確保を行い、専門的で質の高いサービスの提供に努めます。 ○視覚や聴覚に障害のある人のコミュニケーションや情報の仲介をする点訳奉仕員、朗読奉仕員や手話通訳者など専門ボランティアの養成・確保に努めます。

具体的な施策	施策内容
(4) スポーツ・文化活動の振興と施設整備	○各種スポーツ大会や、文化活動に自由に参加できるように条件整備を進めるとともに指導員の確保に努めます。 ○障害のある人がスポーツ施設や文化施設を積極的に利用できるように努め、社会参加の促進を図ります。 ○障害のある人の文化活動や芸術活動の成果について発表できる機会を提供するとともに、関係団体が行う事業を支援していきます。 ○教養講座、スポーツ教室などを開催し、文化・スポーツ活動への参加の機会拡大に努めます。 ○公共施設を中心に、障害のある人も利用しやすいスポーツ・文化施設の整備・改善を積極的に促進します。

【数値目標（再掲）】

事業名	現況	数値目標（平成32年度）
○障害児通所施設（発達支援）	1 か所定員 10 人	2 か所定員 20 人
○在宅重度心身障害者デイサービスセンター	1 か所定員 6 人	1 か所定員 6 人
○短期入所施設	なし	1 か所
○サービスステーション	なし	1 か所
○就労移行・就労継続支援事業所	1 か所定員 20 人	2 か所定員 40 人
○生活介護事業所	なし	1 か所定員 6 人
○地域活動支援センター	4 か所定員 65 人	4 か所定員 75 人
○障害者グループホーム	1 か所定員 4 人	5 か所

3 保健・医療の充実

障害のある人の健康の保持と自立を促進するため、乳幼児から高齢期まで一貫した保健事業を充実させるとともに、医療機関や療育機関などと連携を深め、各種健康診査や健康診査後のフォローアップを充実していく必要があります。

【現状と課題】

【現状】

市では、身体発育や精神発達の遅れがある乳幼児を早期に発見し、早期診断や適切な治療・療育へ結びつけることで障害の軽減を図ることが重要であることから、4 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査を実施しています。

また、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は障害の原因となりやすく、疾病の早期発見・早期治療による害の軽減及び自立の促進、疾病予防としての日頃の健康づくりは、とても重要なことです。そして、疾病の早期発見のための健康診査や各種がん検診、健康づくりを支援するための健康教育や健康相談も実施していますが、事業によっては定員に満たない事業もあります。

精神保健対策については、専門の医療機関や社会復帰の訓練をする場所の不足、精神障害のある人に対する根強い偏見など、課題の多い状況は続いています。

【課題】

（１）障害、難病の発生予防と早期発見の充実

- ・新生児期に見られる障害のうち先天性の疾患に関しては、早期発見のシステムの充実と強化が必要です。また、この時期に発生する障害で、妊娠中の異常や分娩時の異常に起因するものに対しては、母体、新生児の救急時の対応が一貫して行えるよう、周産期医療体制整備の充実が必要となります。さらに、乳幼児期における病気や不慮の事故などによって起こる障害を未然に防ぐために、市民や関係者への知識の普及が大切です。
- ・難聴児については、できるだけ早期に発見し、早期に適切な援助を行うことにより、コミュニケーション能力や言語の発達が促進されることが期待できます。そのため、新生児を対象とした聴覚検査を推進するとともに、聴覚障害のある児童や家族へ早期に支援ができる療育体制の整備を図ることが重要です。
- ・脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病が障害と関係していると考えられるため、その予防など健康づくりを一層推進していく必要があります。また、障害のある人が安心して治療を受けられる診療体制の整備が必要です。

（２）保健・医療・福祉体制の推進

- ・ 障害のある人や高齢者が、住み慣れた地域で安全かつ安心して生活していくためには、寝たきりや要介護状態にならないよう、地域で適切なリハビリテーションが提供されることが必要であり、そのための体制整備を図るとともに、関係者や関係機関が協力して地域リハビリテーションを推進していく必要があります。
- ・ 疾患の原因が不明で効果的な治療方法が確立されていない難病については、医療の確立や患者負担の軽減に努める必要があります。
- ・ 高次脳機能障害のある人に対する支援体制を検討する必要があります。
- ・ 障害の重度・重複化や障害のある人の高齢化の進行、また、自立や社会参加への意欲の高まりなどに伴い、保健・医療・福祉のニーズはますます拡大、多様化しています。そのため、専門知識と技術を有するサービスの担い手の需要も増加傾向にあり、リハビリテーション従事者の養成施設等の確保が図られていくものと考えられます。また、専門職員については、質の高いサービスが提供できるよう、養成確保が求められています。
- ・ 地域で精神障害のある人が暮らすためには、精神科の外来医療や救急医療の充実が必要です。
- ・ 心神喪失状態などの重大な他害行為を行った人に対する継続的・適切な医療の確保が求められています。病状の改善により同様の事件が繰り返されることのないよう、社会復帰を促進する必要があります。

（３）精神保健対策の推進

- ・ 社会生活環境の変化によるストレスから健康を損なう人が増えています。精神疾患は生活習慣病と同様に、誰もがかかりうる病気であることを認識するための心の健康づくりに関する知識の普及・啓発が大切です。
- ・ 心の病は初期の段階で発見し治療することが必要ですが、心の病の理解が十分でないため、早期受診には結びついていません。正しい情報の提供により、早い段階から相談指導や治療を受けることができる体制づくりが重要です。

【市が取り組む施策】

具体的な施策	施策内容
(1) 障害、難病の発生 予防と早期発見の 充実	○障害、難病の早期発見、早期治療及び療育の促進のため、県及び医療機関などと連携し健康相談、健康診査などを充実させ障害の予防と健康の保持増進を図ります。 ○妊産婦・乳幼児などの母子保健事業をとおして啓発活動を充実し、子どもの健康づくりに対する父母の意識の高揚と育児支援に努めます。 ○乳幼児期の成長に応じた健康診査を実施し、受診率の向上を図るとともに、必要に応じて事後指導を行い、さらに、医療機関、児童相談所などの関係機関との連携を図ります。 ○地域の中で安心して障害のある乳幼児を育てることができるよう県と連携し、地域療育相談事業の拡充に努めます。
(2) 保健・医療・福祉 体制の推進	○関係機関の連携により障害の程度、種類などを的確に捉え、適切なサービスにより障害の軽減を図り、障害のある人の自立の促進に努めます。 ○訪問看護ステーション、保健機関、ホームヘルパーなどとの連携により障害のある人の家族に対して的確な介護の方法などを指導し、寝たきりなどの防止に努め、自立を促します。
(3) 精神保健対策の 推進	○精神疾患や精神障害に対する正しい理解を普及させるため、保健、医療、福祉が一体となって知識の啓発に努め、社会参加の促進を図ります。 ○利根沼田保健福祉事務所、群馬県こころの健康センターなどとの連携により、精神障害のある人が早期に相談できる体制づくりに努めます。 ○精神障害のある人が、社会復帰を果たすために通所し、創作活動や生産活動を行い、社会との交流の促進を図る地域活動支援センター等の施設整備を、特定非営利活動法人や関係機関などと連携し推進します。

4 福祉教育・育成体制の充実

障害のある幼児や児童の能力を引き出し、最大限に伸ばしていくための支援が望まれています。本人の意向を尊重しつつ、障害の特性をしっかりと踏まえたきめ細かな教育を行うことが必要です。

また、希望すれば誰もが地元でともに育ち、学ぶことができる環境整備や教員や保育士、介助員などの障害に対する理解や接し方をより一層高めて行く必要があります。

【現状と課題】

【現状】

出産時及び0歳～5歳までの乳幼児期が障害発症期のピークの一つに挙げられており、この時期における障害の早期発見が特に重要であると言われています。このため、乳幼児期における健康診査や早期療育の充実を図るとともに、障害のある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期から一貫した相談体制の構築が必要とされます。

本市の公立小中学校の特別支援学級児童・生徒数では、平成22年度に比べ平成26年度では、小学校児童数、中学校生徒数ともに増加しています。

また、群馬県立沼田特別支援学校生児童・生徒数の推移は小学校においては増加し、中学校は横ばいで推移しています。

【課題】

（１）早期療育の推進

- ・身近な地域で療育支援が受けられる体制の整備を図るため、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携を一層強化し、障害のある子ども及びその保護者に対する相談支援を行うことが重要であることから、一貫した療育の総合的な支援体制の整備・充実が必要です。また、発達障害者支援法施行により、発達障害の早期発見、発達支援、教育及び就労支援などの体制の整備が求められています。

（２）障害児保育の充実

- ・障害のある幼児に対しては、保育所などでの受け入れ体制の整備と、保護者の悩みや不安に応える相談体制の充実が求められています。

（３）学校教育などの充実

- ・障害のある児童・生徒の教育については、特別支援諸学校や公立の特別支援学級に在籍する児童・生徒に加え、小学校、中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への対応が課題になっています。子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善、克服するため、適切な指導、支援を行う「特別支援教育」の推進が求められています。
- ・公立の特別支援学級では、障害の多様化や重度・重複化を踏まえた教育の充実が求められています。特に、医療的ケアが必要な児童・生徒の教育の充実が求められています。
- ・障害のある児童・生徒が快適に学校生活を送れるように、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設整備が求められています。
- ・障害のある子どもを生涯にわたって支援するという観点から、関係者・関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うため、「個別の教育支援計画」の作成が求められています。
- ・各学校の特別支援教育の体制づくりと推進が課題としてあげられていますが、その中核となる特別支援教育コーディネーターなどの専門職の育成が求められています。
- ・適切な就学指導や特別支援教育を推進するため、様々な教育機関の特色や専門性を生かした相談機能の整備、充実が求められています。

【市が取り組む施策】

具体的な施策	施策内容
(1) 早期療育の推進	○乳幼児の健診、相談などを通じて得た障害の種類・程度に関する情報を関係機関と共有し連携を図りながら相談、指導を充実させます。 ○障害のある児童に集団生活への適応能力と自立能力を高めるため、訓練と指導を行う心身障害児通園施設の充実を図ります。
(2) 障害児保育の充実	○障害のある幼児の保護者が保育園への入園を希望した場合、集団での生活を通じて幼児の理解・向上が図られるものについては、受け入れの促進と相談体制の充実に努めます。

具体的な施策	施策内容
(3) 学校教育などの充実	○児童・生徒一人ひとりの障害に応じた指導方法の工夫、教育内容などの充実に努めます。 ○児童・生徒の個性と障害の程度、また、家庭環境などを考慮しつつ、社会参加に向けた進路指導を行うため、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。 ○障害のない児童・生徒に対しては、やさしい思いやりと福祉のこころを育てるため、学校教育のあらゆる場面で推進します。 ○障害のある児童・生徒が障害のない児童・生徒と交流し、そのふれあいにより相互の理解を深め、相互の人間性を高めるため、交流の場を積極的に設け共同学習を推進します。 ○地域課題を解決し、よりよい地域とするため、障害のある人を含めた様々な人が参加できるよう、社会教育活動の充実や学習機会の提供に努めます。

5 雇用・就労機会の充実

障害のある人が積極的に就労し、仮に離職したとしても「やり直し」が可能な支援の仕組みをつくるのが大切です。障害の有無にかかわらずともに働くことの意義をすべての市民が理解していくこと、さらには、企業やまちの活性化につながっていく取り組みを進めていくことが重要です。

【現状と課題】

【現状】

障害のある人が、その意欲や適性・能力に応じて自立を図るためには、職業能力開発の機会・職場適応の機会の確保、さらには事業者の障害者雇用に関する理解を深めていくことが必要ですが、本市の障害のある人が働ける場所は多くはありません。就労継続支援事業所は市内に1か所で、定員が20人となっています。また、福祉作業所は市内に4か所あり、定員が65人となっています。

ひきつづき障害者の雇用支援のため、就労継続支援施設の整備や就労移行支援施設の整備を行います。

市では、ハローワークや関係機関と連携を図り、事業所に対し障害者雇用率制度、障害者雇用に関する各種助成制度等の普及を推進しています。また、市職員の採用についても障害者雇用枠での採用を行っています。

【課題】

（１）就労機会の拡大

- ・現下の厳しい雇用失業情勢に伴い、障害のある人の雇用環境も厳しさを増す中において、一層の障害者雇用促進を図るため、ハローワーク沼田及び障害者就業支援センターと連携を図り、就業機会を確保していくことが求められています。
- ・障害者雇用は事業所により偏りがみられることから、各企業への働きかけや支援を行うことにより、就業機会を確保していくことが求められています。
- ・障害のある人の自立や社会参加のためには、就業は大きな意味を持っています。働く意欲のある障害のある人が個々の適性や能力に応じて働けるように、就業支援機関や教育機関などと連携を図りながら、就業支援施策を推進する必要があります。

（２）福祉的就労の場の確保

- ・障害のある人の自立や就労機会の拡大を図るため、職業能力の向上に向けた取り組みが求められています。
- ・教育部門、福祉部門、労働部門の密接な連携のもと、福祉的就労から一般就労への移行

を支援していく必要があります。

- ・一人ひとりの適性に応じた訓練などが受けられるよう多様な福祉的就労の場を整備・充実させる必要があります。

（３）職業相談体制の推進

- ・障害のある生徒が卒業後も主体的に社会参加できるよう、教育部門、福祉部門、労働部門と連携しながら、進路指導体制の充実を図る必要があります。
- ・障害のある人の就労への不安解消や、意欲・能力の向上、就労の定着化に向けた関係機関との連携により、一人ひとりに応じたきめ細かい相談・支援体制の整備が求められています。

【市が取り組む施策】

具体的な施策	施策内容
(1) 就労機会の拡大	○「沼田市特定求職者雇用企業奨励金制度」を事業主に対して周知を図り、障害のある人の雇用について理解を深め、また、ハローワーク沼田及び障害者就業支援センターと連携を図り、一人でも多くの障害のある人が就職に結びつくよう雇用拡大に努めます。
(2) 福祉的就労の場の確保	○就労移行・就労継続支援事業所の整備に努めます。 平成 32 年度までの目標として就労移行・就労継続支援事業所 2 か所定員 40 人(現在は 1 か所定員 20 人) ○福祉ショップ・福祉カフェの整備に努め、障害のある人の就労の場の創出を図ります。 平成 32 年度までの目標として福祉ショップ・福祉カフェ 1 か所 平成 32 年度までの目標として地域活動支援センター4 か所定員 75 人（現在 4 か所定員 65 人） ○知的障害のある人の適性と能力に応じた職業訓練の場の確保を図るため、職親委託制度の登録者の確保に努めます。 平成 32 年度までに職親登録者 2 人（現在 1 人）
(3) 職業相談体制の推進	○きめ細やかな職業相談・指導を促進するために、ハローワーク沼田や障害者就業支援センターなど関係機関との連携に努めます。 ○障害のある人のニーズに応じた職業紹介が行えるように、ハローワーク沼田などの関係機関に働きかけます。 ○職業準備訓練のため、群馬障害者職業センターなどと連携し障害のある人の職業能力の向上に努めます。

【数値目標（再掲）】

事業名	現 況	数値目標（平成 32 年度）
○就労移行・就労支援事業所	1 か所定員 20 人	2 か所定員 40 人
○福祉ショップ・福祉カフェ	なし	1 か所
○地域活動支援センター	4 か所定員 65 人	4 か所定員 75 人
○職親登録者	1 人	2 人

6 コミュニケーション環境の整備推進

障害のある人が地域で生活するためには、十分なコミュニケーション手段の確保と情報提供が必要です。社会において必要不可欠となっている I T 機器の利便性を等しく活用できるよう支援していくとともに、活用することによって社会参加の場を広げる取り組みを進めていく必要があります。

【現状と課題】

【現状】

視覚障害のある人や聴覚障害のある人など、コミュニケーション手段に制約がある人への情報提供方法や情報伝達手段は、官公庁、事業所でもあまり普及していません。

市では、生活に必要な情報が障害の有無に関わらず取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話奉仕員養成研修、点訳奉仕員養成研修、朗読奉仕員養成研修を行っています。

【課題】

（１）情報利用の促進・整備

- ・視覚・聴覚に障害のある人の自立と社会参加のためには、コミュニケーション手段の確保と情報の提供が保障されることが必要不可欠であり、より一層の充実が求められています。さらに、視覚・聴覚に重複障害のある人に対するコミュニケーション支援についても求められています。

（２）情報化への対応

- ・障害のある人にとって、I T 機器を活用した情報収集や情報交換は、社会参加やコミュニケーションの幅を広げる有効な手段となっています。しかし、現状は、障害のある人が I T 機器の操作方法を学ぶ場は多くありません。このため、情報化支援体制の整備が求められています。
- ・行政情報はすべての人に伝える必要があるため、市のホームページ等は障害のある人も利用できるようにする必要があります。

【市が取り組む施策】

具体的な施策	施策内容
(1) 情報利用の促進・整備	○視覚・聴覚に障害のある人の誰もが必要な情報を入手し、円滑なコミュニケーションが確保されるように体制を整備します。 ○聴覚障害のある人のコミュニケーションを円滑にするため、障害者自立支援法に基づくコミュニケーション支援事業の手話通訳者の育成と設置に努めます。 平成 32 年度までに手話通訳者の市役所窓口への配置 1 人 ○視覚障害のある人などの社会参加を促進するため、ガイドヘルパーの派遣事業を推進します。 ○視覚障害のある人へ情報の提供を図るため、情報の点字化を進め情報提供の効率化と迅速化に努めます。
(2) 情報化への対応	○ITの進展にあわせ、障害のある人がIT機器を活用した情報収集や情報交換を行えるよう支援します。 ○障害のある人が地域情報を得やすい環境の整備に努めます。

【数値目標（再掲）】

事業名	現 況	数値目標（平成 32 年度）
○手話通訳者の市役所窓口への配置	未実施	1 人

7 ユニバーサルデザインのまちづくり推進

障害の特性や地域性に配慮しながら、公共施設や道路などについて、必要なユニバーサルデザインを進めていく必要があります。

ユニバーサルデザインは、主要な公共交通の発着地点と公共施設を結ぶ動線部分について重点的に配慮していくなど、効果的な取り組みが必要です。

また、災害時には、視覚や聴覚などに障害のある人などに対する的確な情報提供や安全に避難できる避難路の確保などが必要です。

【現状と課題】

【現状】

障害のある人の外出を支援するために、ユニバーサルデザインが重要ですが、本市の公共施設や道路は障害のある人に対応した整備はあまり進んでいません。

市では、生活に必要な情報が障害の有無に関わらず取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、手話通訳者などの派遣を行うなど、意思疎通の困難な障害のある人のコミュニケーションを支援しています。

また、避難行動要支援者支援制度として、高齢者や障害のある人など、災害発生時に自力避難が困難な方々を、本人の同意を得た後に登録する制度を運用しており、登録された情報は個人情報として慎重に取扱い、各自主防災組織（各行政区）、警察及び消防等に提供され、災害発生時の安否確認等に有効な手段となっています。

【課題】

（１）福祉のまちづくりの推進

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行で、多くの人々が利用する特定建築物は障壁が取り除かれつつありますが、さらなるユニバーサルデザインによるまちづくりの推進が必要です。
- ・県の「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、県・市及び事業者が一体となって、思いやり駐車場制度の普及啓発や病院や、デパート、レストラン、道路、公園など、多くの人々が利用する施設を、だれもが安全で快適に利用できるよう整備していくことが必要です。
- ・歩道の中には、路面の凸凹や車道の段差など歩行するのには支障がある箇所があります。そこで、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、だれもが安全に安心して歩けるよう、歩道の整備が必要です。

（２）公共施設の整備促進

- ・公共施設や観光地など、ユニバーサルデザインの公衆トイレの改修、設置をするなど、利用しやすい施設をつくる必要があります。

（３）移動交通機関の充実

- ・公共交通機関は障害のある人への配慮が十分なされていない状況です。移動の円滑化を図るため、路線バスにおいてはノンステップバスの導入を推進するとともに、駅及び駅周辺のユニバーサルデザインの整備をさらに進める必要があります。
- ・社会参加を促進するため、公共交通が利用しやすい環境整備が必要です。
- ・障害のある人が通院などの際に、移動サービスを円滑に利用できることが求められています。
- ・障害のある人を交通事故から守り、安心して外出できるようにするため、交通安全施設や交通安全教育の充実が必要です。道路交通法では身体に障害のある人など交通弱者の保護について規定していますが、車社会においては、交通弱者に対する保護の意識が高いとは言えません。このため、運転者をはじめとする市民に対する交通安全教育を推進し、交通弱者に対する保護の意識を醸成していく必要があります。
- ・「あんしん歩行エリア」など、身近な生活道路環境を「くるま中心」から「ひと中心」へ転換させ、歩行者などの安全な通行を確保することが必要です。

（４）災害時などにおける安全の確保

- ・障害のある人や高齢者をはじめとする「避難行動要支援者」の避難の遅れなどに対応するため、避難支援体制づくりをする必要があります。
- ・障害のある人や高齢者を災害から守るため、「防災マニュアル」を策定して防災対策を推進してきました。今後も自助、地域の共助及び公助が連携した災害に対応する仕組みづくりが必要です。
- ・障害のある人や高齢者が犯罪被害に巻き込まれないよう、犯罪の起こりにくい安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。
- ・障害のある人や高齢者は警察・消防などへの緊急通報が困難な場合があることから、その解消を図るため、的確な情報提供やコミュニケーション手段の充実を図ることが必要です。
- ・災害発生時における福祉避難所の必要数確保を進めていきます。

【市が取り組む施策】

具体的な施策	施策内容
(1) 福祉のまちづくりの推進	○福祉のまちづくりを推進するために、市民の意見を反映しながら、障害のある人が安心して快適な生活を送れるまちづくりを計画的、総合的に進めます。 ○障害のある人の社会参加に理解が不十分な人の心の中にある壁を取り除くため、広報・啓発活動に努め、障害のある人への理解促進を図ります。 ○交通事故撲滅に向けての交通安全運動を実施し、交通安全意識の高揚を目指します。 ○障害のある人の地域での安全な生活を確保するための防犯体制の整備を図ります。
(2) 公共施設の整備促進	○歩道の段差の解消や勾配の見直し、歩道空間の確保を図り、障害のある人や高齢者の歩行、車いすによる通行を前提とした環境整備に努めます。 ○「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」に基づき、廊下、出入り口の幅、床の段差の解消と滑りにくい材質、点字ブロックの配置、廊下・階段の手すり、障害者用トイレの設置などに配慮します。 ○既存施設について、緊急性の高いものから計画的な整備・改善に努めます。 ○障害のある人などの健康づくりやふれあい・交流の場を身近に確保できるよう、各種公園・緑地の整備に努めます。 ○新規の市営住宅の建設にあたっては、身体機能の低下に配慮した仕様と設備の住宅を提供し、障害のある人の自立が図れるよう努めます。
(3) 移動交通機関の充実	○交通関連施設の整備については、障害のある人や高齢者が利用しやすいよう、今後とも設備改善に努めるよう関係機関に働きかけ、理解と協力を求めます。 ○通院や買い物、社会的参加の促進を図るため、障害や高齢などで歩行が困難な人や、車いすを使用している人を対象としたリフト付自動車の無料貸し出し制度の充実に努めます。 ○在宅で重度障害のある人などを対象とした福祉タクシー制度の拡充に努めます。 ○障害者用駐車スペースの確保を推進します。
(4) 災害時などにおける安全の確保	○「沼田市地域防災計画」に基づき、地域住民やボランティア組織などとの協力により、災害発生時における障害のある人と高齢者の避難協力体制及び支援体制づくりを進めます。 ○障害のある人と高齢者に対する災害時・緊急時の情報伝達、避難誘導等について検討します。

8 権利擁護の充実

権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくことになります。

こうした「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障害のある人への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進していきます。

【現状と課題】

【現状】

権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくことになります。

現在、市では成年後見制度に関する相談支援を行っており、より利用しやすい事業実施に努めます。

また、障害のある人の虐待の防止、障害のある人の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が平成 24 年 10 月 1 日に施行されたことに伴って、沼田市は、障害者虐待防止センターの窓口として社会福祉課が担っています。

【課題】

（１）成年後見制度の充実

- ・「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。
- ・障害のある人への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用の促進をしていく必要があります。

（２）障害のある人への虐待防止のための体制の整備

- ・障害者虐待防止センターでは、障害のある人に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害者虐待を防止するための体制構築が求められています。

（３）差別の禁止

- ・平成 25 年 6 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成 28 年 4 月からの施行に伴い、国や地方自治体等には合理的配慮が義務化されます。これにより、市では、事業者などに周知するとともに、障害のある人の権利利益侵害の禁止や社会的障壁の除去の実施に関する合理的配慮を推進する必要があります。

【市が取り組む施策】

具体的な施策	施策内容
(1) 成年後見制度の充実	○認知症や精神障害などにより意思表示が困難な高齢者等の権利を擁護するために、成年後見制度があります。契約能力がある場合については、社会福祉協議会において、福祉サービス利用に関する手続き援助や日常的な金銭管理や各種申請などを支援する日常生活自立支援事業が行われています。今後は、成年後見制度を利用する必要があると認められるか否かにも関わらず、経済的な理由などで制度を利用できない方を対象とした事業の普及と利用支援に取り組みます。 ○意思表示が困難な人の権利を擁護するために、成年後見制度があります。社会福祉協議会では、法人として後見の受任ができるように、法人後見に関する検討を関係機関とともに進めます。
(2) 障害のある人への虐待防止のための体制の整備	○障害者虐待防止センターでは、関係機関とのネットワークにより、虐待事例の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組む必要があります。また、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組とも連携しながら、効果的な体制を構築していきます。
(3) 差別の禁止	○障害にある人に対する差別等について、広報紙の発行やホームページの活用による情報提供を強化するとともに、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。

9 計画の推進基盤の整備

本計画を総合的に推進していくためには、全庁的な取り組みが必要とされているだけでなく、様々な関係機関との連携や市民参加・協力が必要です。

また、具体的に取り組みを進めていくためには、福祉に関わる人材の育成・確保と、質の向上とともに、福祉関係者の活動する場を整備する必要があります。

【現状と課題】

【現状】

本市では、障害のある人からの様々な相談に対応するために、平成21年4月、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町と共同で「利根沼田障害者相談支援センター」を設置し、障害のある人への相談事業を推進してきました。

【課題】

（１）福祉推進の拠点づくり

- ・福祉に対する意識が年々高まるにつれ、障害のある人、ボランティアなどの地域福祉活動推進拠点の必要性が高まり、総合的な福祉サービスを提供することが求められています。

（２）障害者相談支援センターの充実

- ・障害のある人などからの様々な相談に対応するため、「利根沼田障害者相談支援センター」のさらなる充実が必要です。

（３）計画の推進体制の充実

- ・在宅福祉サービスの充実と障害のある人のニーズに応えるため、専門的で質の高いサービスの提供が必要とされています。また、多様なニーズに対応するには行政サービスだけでは限界があります。総合的な福祉施策を推進するため、専門職の養成・確保とボランティアの協力などの人的条件整備が求められています。
- ・福祉活動を積極的に推進するため、ボランティア団体や障害者団体などを支援し、多様なニーズに対応できる福祉サービスを充実させることが求められています。

【市が取り組む施策】

具体的な施策	施策内容
(1) 福祉推進の拠点づくり	○障害のある人やボランティア団体などの活動の場など、幅広いニーズに対応できる総合的な福祉サービスの拠点づくりを推進します。
(2) 障害者相談支援センターの充実	○利根沼田障害者相談支援センターの機能を充実させ、様々な相談に対応できるよう、センターの充実を図ります。
(3) 計画の推進体制の充実	○障害者福祉の推進を目的とする障害者団体の活動しやすい体制づくりを支援します。 ○NPO法人、ボランティア団体をはじめ障害者団体、障害者相談員など様々な関係機関と連携を図り、総合的な推進体制を整備します。 ○地域福祉活動の中心的存在である社会福祉協議会と連携を強化し、各種福祉サービスの充実を図ります。

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

本計画は、早急に対応していく必要がある事業から、徐々に整備していく事業まで幅広くあり、様々な性質の施策・サービスを内包しています。そのため、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうかを検証するために、実施状況などの点検が不可欠です。

このため、市は、本計画を総合的かつ計画的に推進していくため、「利根沼田地域自立支援協議会」と連携して取り組みを進めます。

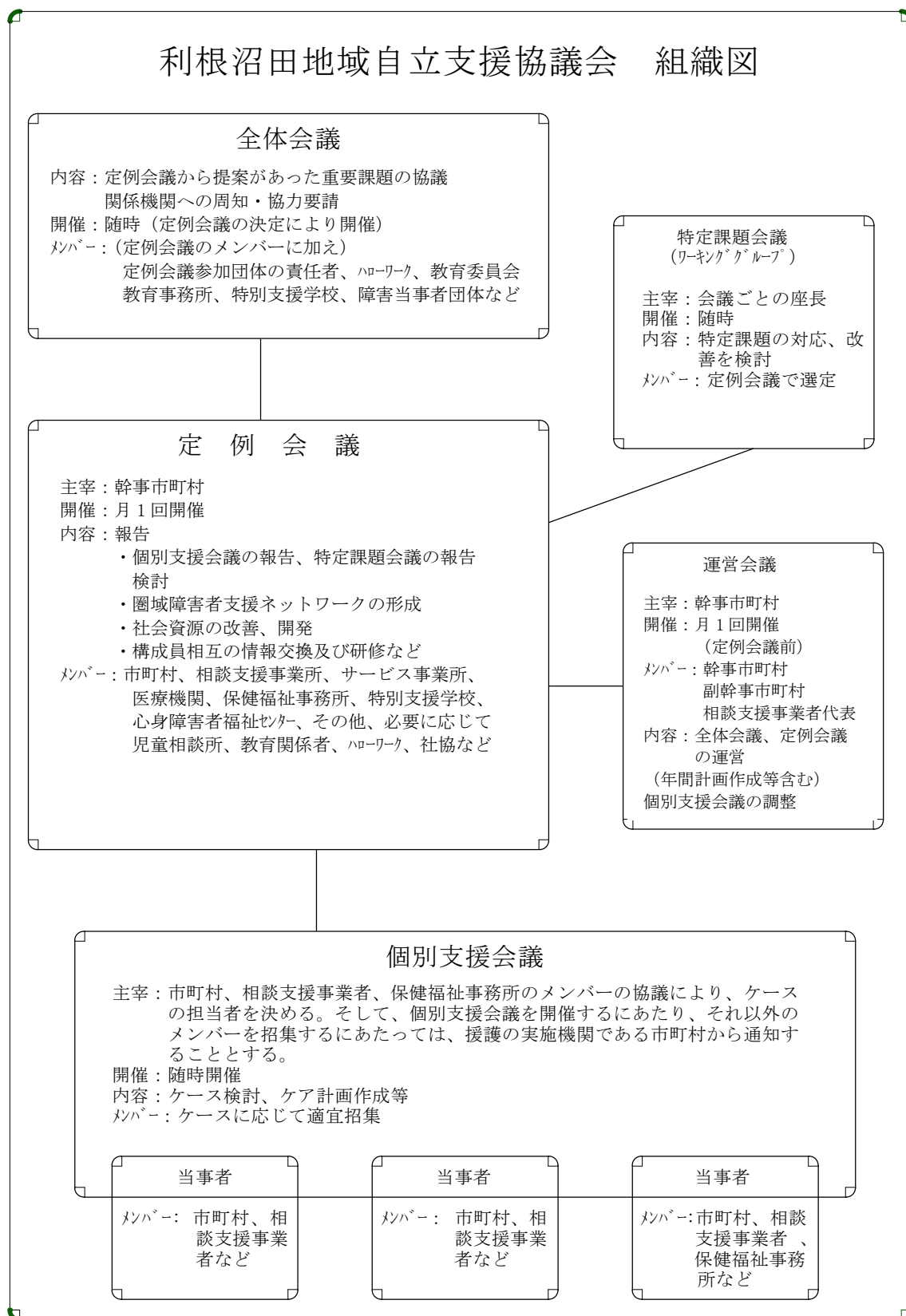
計画の実施状況については、定期的に調査し現状を把握するとともに、その評価を行うことが必要です。計画期間中においても社会経済情勢の変化や法令の改正・関連制度などに柔軟に対応し、ニーズを把握しながら必要に応じて見直しを行います。このような場合には、庁内関係各課と利根沼田地域自立支援協議会との連携のもと、全庁的な取り組みを行い、関係機関や障害者団体などの意見も反映して調査・検討を行います。

また、地域生活への移行において、本市だけでは対応が困難な部分に関しては、国や県に対して支援を働きかけていきます。今後、障害者福祉に関する制度が大きく変動していく可能性がある中で、福祉以外の施策とも総合的に調整しながら取り組んでいきます。

2 利根沼田地域自立支援協議会

利根沼田地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町及び関係機関が共同で運営しています。主な協議内容は以下のとおりとなります。

- （１）福祉サービス利用に係る相談及び支援の中立・公平性の確保に関すること。
- （２）個別の相談事例などで課題となった事項に関すること。
- （３）協議会構成員の活動状況及び情報共有に関すること。
- （４）地域の関係機関によるネットワーク構築などに関すること。
- （５）地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- （６）関係機関の職員などに対する研修に関すること。
- （７）障害福祉計画などの進捗状況評価、計画事項の助言などに関すること。
- （８）新たに取り組む必要のある地域の課題への対応に関すること。
- （９）その他地域の障害福祉に関するシステムづくりに関すること。

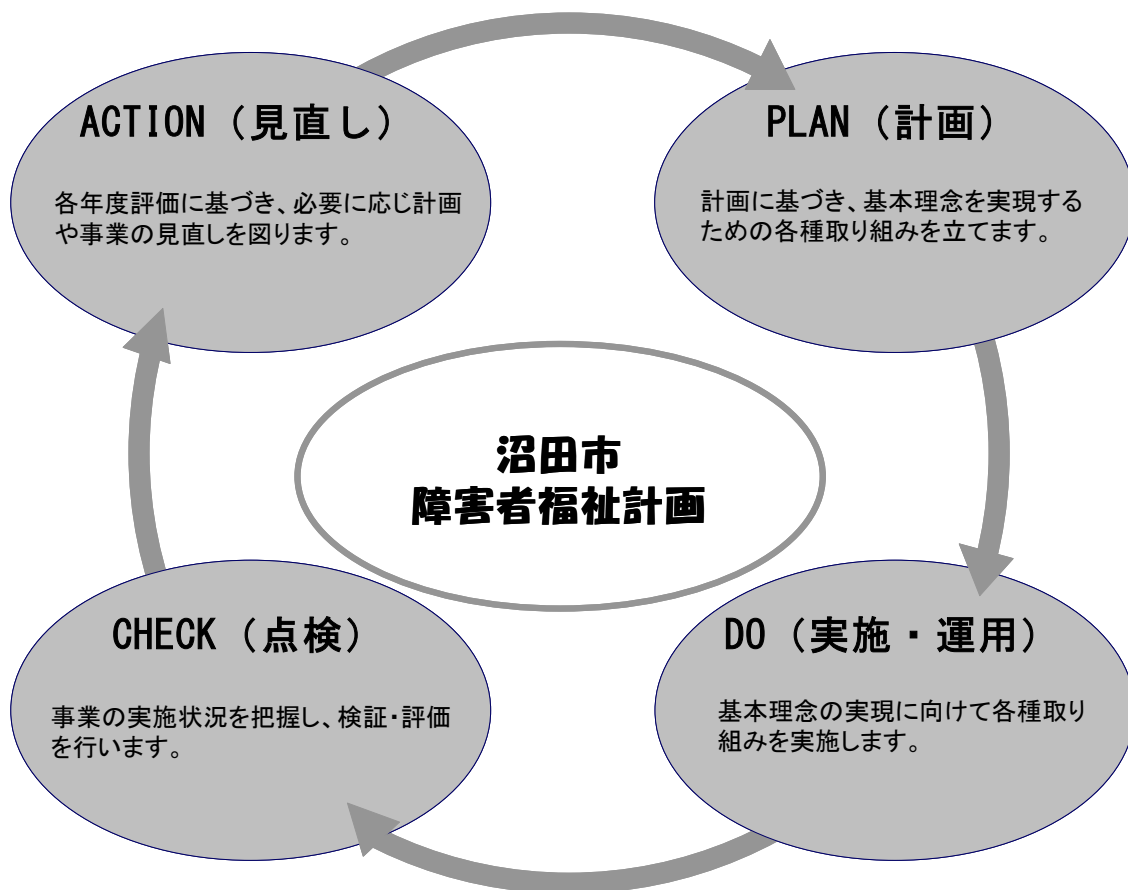


利根沼田地域自立支援協議会組織図

3 計画の進行管理

本計画の進行管理は、Plan(プラン：計画)、Do(ドゥー：実施・運用)、Check(チェック：点検)、Action(アクション：見直し)を市が取り組む施策の推進に繰り返し適用して、計画・施策の実効性を高めていきます。

また、計画策定後は、法律が改正された場合や中間年度において、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果に基づいて対策の実施に取り組みます。



沼田市障害者福祉計画 PDCA サイクルのイメージ図

沼田市障害者福祉計画（後期計画）
（平成 28 年度～平成 32 年度）

平成 28 年 3 月発行

発 行：沼田市

〒378-8501 群馬県沼田市西倉内町 780

電 話 0278-23-2111（代表）

F A X 0278-23-2941

ホ-ムペ-ジ <http://www.city.numata.gunma.jp>

編 集：沼田市健康福祉部社会福祉課障害福祉係